

豊崎入路等鋼桁工事にかかる契約者の選定経緯について

2023年11月10日

阪神高速道路株式会社

1. 工事概要

(1) 工事名

豊崎入路等鋼桁工事

(2) 工事場所

一般国道1号 淀川左岸線延伸部、大阪市道 高速道路淀川左岸線（2期）

（大阪市北区豊崎6丁目～大阪市北区豊崎7丁目付近）

(3) 工事内容

本工事は、淀川左岸線延伸部事業及び淀川左岸線2期事業において、国道423号（新御堂筋）から淀川左岸線本線へ接続する豊崎入路及び豊崎出路の一部の鋼桁及び床版を建設する工事である。

(4) 工事概算数量

鋼桁工

（延伸部入路 P1～P3） 2 径間連続鋼床版箱桁工 1 連（工場製作工及び鋼桁架設工）

（延伸部入路 P3～P4） 2 径間連続鋼床版箱桁工（うち 1 径間） 1 連

（工場製作工及び鋼桁架設工）

（2 期入路 P4～P2） 2 径間連続鋼床版箱桁工 1 連（工場製作工及び鋼桁架設工）

（2 期入路 P2～A2） 4 径間連続鋼床版箱桁工 1 連（工場製作工及び鋼桁架設工）

仮設スロープ 仮設スロープ工 1 式（工場製作工及び仮設スロープ架設工）

新淀川大橋 耐震補強工 1 式（工場製作工及び耐震補強工）

共通仮設費 1 式

(5) 工期

設計業務（当初）2020 年 7 月 18 日～2022 年 4 月 8 日

（変更）2020 年 7 月 18 日～2024 年 5 月 31 日

（変更）2020 年 7 月 18 日～2024 年 10 月 31 日

工 事（当初）2022 年 4 月 29 日～2024 年 1 月 31 日

（変更）2022 年 4 月 29 日～2024 年 12 月 31 日

2. 経緯

(1) 契約相手方の選定方法

本工事は、淀川左岸線本線と国道423号（新御堂筋）とを接続する橋梁の鋼桁および床版を架設する工事であり、新御堂筋との接続部においては、既設床版との一体（剛結）構造となること、施工場所が淀川河川内であるため非出水期施工という時間的制約に加え、流水幅が狭いため水深が深く流速が速いという厳しい条件を有していることなどから技術的難易度の高い工事である。

そのため、本工事の工事目的を達成するためには、設計段階から施工者のノウハウを活用した施工方法を検討する必要があるとともに、その施工方法に応じた最適な構造を取り入れなければならないため「技術提案・交渉方式」を適用することとした。

また「技術提案・交渉方式」の契約タイプの選定においては、

- ・関係管理者協議の結果を踏まえた工法選定・施工計画が必要であり、それに基づいた詳細設計が必要であること
- ・施工期間における周辺住居ならびに河川内環境保全への配慮や安全性の確保とともに確実な施工及び品質・出来形を確保するには、施工者のノウハウを活用することで効率的な設計が実現できると判断されること
- ・工事後の更なる維持管理の軽減や構造性能の向上を目的として、目的物の変更や構造変更提案についても許容すること

などから、技術提案を行った施工者（提案者）による詳細設計が不可欠であることから「設計交渉・施工タイプ」を適用することとした。

（２）参考額の提示

技術提案・交渉方式では、競争参加者にとっては技術提案の自由度が高い反面、上述のように仕様が確定しないため、場合によっては提案する目的物の品質・性能と価格等のバランスの判断が困難となり、発注者にとって過剰で高価格な提案となるおそれがある。そのため、競争参加者の提案する目的物の品質・性能レベルの目安として、予め参考額を設定した。

なお、参考額は工事規模の目安であり、阪神高速道路株式会社の検討案に基づく積算金額であり、見積金額に対する上限拘束性を有するものではない。

（３）契約相手方の選定体制

技術提案書の内容の審査・評価等は、阪神高速道路株式会社の入札・契約運営審査会（以下「入札・契約運営審査会」という。）にて行った。

また、中立かつ公正な立場で審査を行うため、学識経験者で構成する「総合評価審査委員会特別部会」（以下、「総合評価審査委員会」という。）を設置し、意見聴取を実施した。

総合評価審査委員会は、別表のとおり、各技術分野を専門とする学識経験者２名及び社内の関係社員で構成し、工事内容の確認、契約手続方法の適用性の確認、技術提案内容の確認、技術審査及び技術評価の結果並びに技術評価点順位の妥当性の確認等を行った。

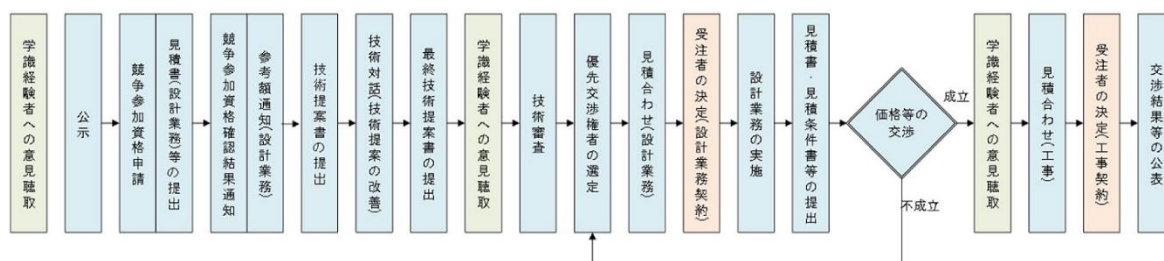
なお、総合評価審査委員会は非公開とした。

総合評価審査委員会の学識委員は以下のとおり。

氏名（五十音順）	所 属
杉浦 邦征	京都大学教授
古田 均	大阪市立大学特任教授（現・大阪公立大学特任教授）

（４）契約者決定の流れ

契約者決定の流れは以下のとおり。



(5) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

日 付	内 容
2019 年 11 月 27 日	総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取)
2020 年 1 月 30 日	契約手続開始の公示
2020 年 3 月 2 日	競争参加資格確認申請書 見積書（設計業務）等の受領期限
2020 年 3 月 17 日	競争参加資格確認結果通知 参考額通知（設計業務）
2020 年 4 月 9 日	技術提案書の受領（期限）
	技術対話の実施なし
2020 年 4 月 27 日	技術提案書の改善期限
2020 年 5 月 25 日	総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取)
2020 年 6 月 10 日	入札・契約運営審査会
2020 年 6 月 22 日	優先交渉権者の選定結果の通知
2020 年 7 月 13 日	見積合わせ（設計業務）
2020 年 7 月 17 日	受注者の決定 (設計業務契約締結、基本協定書締結)
2020 年 7 月 18 日	設計業務の開始日
2022 年 1 月 19 日～2 月 16 日	価格等交渉（第 1～4 回）（工事・当初）
2022 年 3 月 15 日	総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取)（工事・当初）
2022 年 3 月 31 日	入札・契約運営審査会（工事・当初）
2022 年 4 月 15 日	設計業務部分完了（工事・当初契約部分）
2022 年 4 月 26 日	見積合わせ（工事・当初）
2022 年 4 月 28 日	工事請負契約（工事・当初）
2022 年 7 月 4 日～8 月 4 日	価格等交渉（第 1～6 回）（工事・第 1 回変更）
2022 年 8 月 19 日	設計業務部分完了（工事・第 1 回変更部分）
2022 年 8 月 19 日	総合評価審査委員会 (学識経験者への意見聴取)（工事・第 1 回変更）
2022 年 9 月 13 日	入札・契約運営審査会（工事・第 1 回変更）
2022 年 10 月 5 日	見積合わせ（工事・第 1 回変更）
2022 年 10 月 12 日	工事請負契約（工事・第 1 回変更）
2022 年 11 月 4 日～12 月 13 日	価格等交渉（第 1～6 回）（工事・第 2 回変更）
2022 年 12 月 14 日	入札・契約運営審査会（工事・第 2 回変更）
2022 年 12 月 15 日	設計業務部分完了（工事・第 2 回変更部分）
2023 年 1 月 6 日	見積合わせ（工事・第 2 回変更）
2023 年 1 月 17 日	工事請負契約（工事・第 2 回変更）
2023 年 5 月 22 日～6 月 12 日	価格等交渉（第 1～4 回）（工事・第 3 回変更）
2023 年 6 月 20 日	設計業務部分完了（工事・第 3 回変更部分）

2023 年 6 月 22 日	入札・契約運営審査会（工事・第 3 回変更）
2023 年 7 月 11 日	見積合わせ（工事・第 3 回変更）
2023 年 7 月 11 日	工事請負契約（工事・第 3 回変更）
2023 年 8 月 3 日～9 月 7 日	価格等交渉（第 1～9 回）（工事・第 4 回変更）
2023 年 9 月 12 日	総合評価審査委員会 （学識経験者への意見聴取）（工事・第 4 回変更）
2023 年 9 月 28 日	設計業務部分完了（工事・第 4 回変更部分）
2023 年 10 月 3 日	入札・契約運営審査会（工事・第 4 回変更）
2023 年 10 月 24 日	見積合わせ（工事・第 4 回変更）
2023 年 10 月 24 日	工事請負契約（工事・第 4 回変更）

3. 公示内容の確認

（1）公示内容確認の概要

本工事の契約手続を行うにあたり、公示内容を総合評価審査委員会に報告し、以下の事項について確認された。その確認を踏まえ、入札・契約運営審査会にて公示内容を決定した。

- ・ 工事内容
- ・ 契約手続方式の適用性
- ・ 技術提案範囲及び技術提案評価項目

（2）公示

入札・契約運営審査会にて公示内容について確認された後、2020 年 1 月 30 日に公示を行い、競争参加資格確認申請書の提出を招請した。

4. 質問書の受領・回答

（1）質問書の受領

技術提案書等作成に係る質問について、提出期間を 2020 年 1 月 30 日から 2020 年 3 月 25 日までとした。

（2）質問書の回答

2020 年 2 月 3 日から 2020 年 6 月 30 日にかけて 9 回質問書の提出があり、それぞれ 5 営業日以内に回答を行った。

5. 競争参加資格確認

（1）競争参加資格確認の概要

競争参加資格については、競争参加者としての適正な資格と必要な実績の有無を入札・契約運営審査会で確認した。

以下に、競争参加資格要件として設定した項目のうち主なものを示す。

阪神高速道路株式会社契約規則 第6条	阪神高速道路株式会社契約規則(平成23年阪神高速規則第10号)第6条の規定に該当しない者であること
一般競争参加資格の認定	設計業務の契約の見積合わせまでに、下記に示す両方の資格を有すること。 ①阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」に係る2017～2020年度(平成29～32年度)の一般競争参加資格の認定を受けていること。 ②阪神高速における建設工事の「橋梁(メタル)」に係る2019・2020年度(平成31・32年度)の一般競争参加資格の認定を受けていること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
会社更生法・民事再生法	会社更生法に基づき更生手続開始の申立て更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
対象業務及び対象工事に対する等級区分及び企業の形態	設計業務 下記に示す単体又は2者或いは3者による設計共同体であること。 1) 単体の場合 設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。 ・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定 ・阪神高速における建設工事の「橋梁(メタル)」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数(以下、「施工能力点」という。)が1,150点以上 2) 設計共同体の場合 下記の条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。 ア) 代表者は、上記1)に同じ イ) 構成員は、設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。 ・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定 ・阪神高速における建設工事の「橋梁(メタル)」に係る施工能力点が1,050点以上 工事 下記に示す単体又は2者或いは3者による特定建設工事共同企業体であること。 1) 単体の場合 下記の資格を有すること。

	・ 阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1,150 点以上 2) 特定建設工事共同企業体の場合 下記の条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であること。 ア) 代表者は、上記 1) に同じ イ) 構成員は、 阪神高速における建設工事の「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が 1,050 点以上
工事の施工実績	2004 年度以降（過去 15 年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。 また、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者及びその他の構成員が、2004 年度以降（過去 15 年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績を有すること。 I. 単体の場合 「同種工事」 ・ 鋼道路橋上部工（歩道橋を除く）の製作及び架設工事 II. 特定建設工事共同企業体の場合 ア) 代表者は上記 I. に同じ。 イ) 構成員は下記に示すいずれかの同種工事の施工実績を有すること。 「同種工事」 ・ 鋼道路橋上部工の製作及び架設工事
工事成績評定点	阪神高速が発注した工事のうち、過去 2 年度（2017 年度及び 2018 年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2017 年度及び 2018 年度の工事成績評定点の平均が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
配置予定技術者	次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、本工事の契約時期は 2021 年 7 月頃、現場着手時期は 2022 年 10 月頃を予定している。また、設計業務期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有する者を配置すること。 ① 下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。 ・ 一級土木施工管理技士 ・ 技術士（建設部門） ② 2004 年度以降（過去 15 年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示すいずれかの同種工事の工事経験を有する者であること。 「同種工事」 ・ 鋼道路橋上部工の架設工事

(2) 競争参加資格確認結果

2020年3月2日までに2者の応募があった。この2者より提出された競争参加資格確認申請書について、説明書に示した競争参加資格を満たしていることを入札・契約運営審査会において確認し、2020年3月17日に競争参加資格確認結果の通知を行った。

6. 技術提案及び技術対話

(1) 技術提案書の受領

技術提案範囲については、「業務実施体制の確保」と「架設計画・構造検討に関する事項」とし、技術提案評価項目は以下のとおりとした。

- ①業務の実施体制確保に関する取り組み
- ②特定テーマ1) 淀川河川内の架設計画検討にあたっての留意点
- ③特定テーマ2) 新御堂筋接続部の構造検討にあたっての留意点
- ④技術的難易度の高い工事として認定された受注実績

技術提案書は、技術提案書提出要請を行った2者から受領した。

技術提案書の提出があった2者に対して技術対話を行い、技術提案内容及び前提条件、適用条件等を確認した。

(2) 技術対話の概要

提出された技術提案の記載内容に要求要件や施工条件を満たさない事項、不明点等がなかったことから技術対話は実施していない。

(3) 最終技術提案書

提出された技術提案書に対して発注者から改善を求めることはなく、また提案者からの自発的な技術提案の改善もなかったことから、当初の技術提案書をそのまま受け入れた。

7. 技術審査

(1) 実施方法

最終技術提案書に対する技術評価結果(案)を作成し、当該案を総合評価審査委員会に報告し、技術審査及び技術評価結果の妥当性が確認された。その確認を踏まえ、入札・契約運営審査会にて優先交渉権者を決定した後、2020年6月22日に優先交渉権者決定書の通知を行った。

(2) 技術審査概要

【技術提案の分類】

最終技術提案書の技術審査は、提出されたすべての技術提案を公示時の説明書に記載し他評価項目毎に評価項目に分類し、評価細目単位で本工事の適用性及び効果を考慮し、業務実施体制及び技術提案を評価し点数化した。

【業務体制評価点の決定】

以下の5段階評価で業務体制評価点を決定した。

評価	評価基準	配点率
優	業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から業務実施の信頼性・確実性が極めて高く期待できる内容となっている。	10/10
良上	業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から業務実施の信頼性・確実性が高く期待できる内容となっている。	7/10
良	業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から業務実施の信頼性・確実性が期待できる内容となっている。	5/10
良下	業務目的や特徴を踏まえた内容であり、業務実施方針・留意点等に関する記述から業務実施の信頼性・確実性が一定程度期待できる内容となっている。	3/10
可	一般的な業務実施方針・留意点等に関する内容となっている。	1/10

【技術評価点の決定】

点数化した評価細目毎の評価を平均し、評価細目毎に公示時の説明書に記載した以下の5段階評価で技術評価点を決定した。

特定テーマ1)

評価	評価基準	配点率
優	架設する橋梁特徴や現地条件を踏まえた架設計画を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが極めて高く期待できる内容となっている。	10/10
良上	架設する橋梁特徴や現地条件を踏まえた架設計画を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが高く期待できる内容となっている。	7/10
良	架設する橋梁特徴や現地条件を踏まえた架設計画を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが期待できる内容となっている。	5/10
良下	架設する橋梁特徴や現地条件を踏まえた架設計画を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが一定程度期待できる内容となっている。	3/10
可	上記に該当しない一般的な内容となっている。	1/10

特定テーマ2)

評価	評価基準	配点率
優	既設構造物の特徴や現地条件を踏まえた構造を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが極めて高く期待できる内容となっている。	10/10
良上	既設構造物の特徴や現地条件を踏まえた構造を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが高く期待できる	7/10

	内容となっている。	
良	既設構造物の特徴や現地条件を踏まえた構造を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが期待できる内容となっている。	5/10
良下	既設構造物の特徴や現地条件を踏まえた構造を検討するうえでの留意点により、設計及び工事の品質向上に資することが一定程度期待できる内容となっている。	3/10
可	上記に該当しない一般的な内容となっている。	1/10

【受注実績評価点の決定】

以下の３段階評価で受注実績評価点を決定した。

評価基準	配点率
2018年度以降の技術的難易度の高い工事の受注実績が２件	2/2
2018年度以降の技術的難易度の高い工事の受注実績が１件	1/2
2018年度以降の技術的難易度の高い工事の受注実績がなし	0/2

８．技術提案の講評

１）件名 豊崎入路等鋼桁工事

２）選定通知日 2020年６月22日

競争 参加者	項目	技術提案項目				合計
		1. 業務実施 体制(必須)	2. 特定テーマ		3. 技術的難 易度の高い 工事として 認定された 受注実績	
			1) 淀川河川 内の架設計 画検討にあ たっての留 意点(必須)	2) 新御堂筋 接続部の構 造検討にあ たっての留 意点(必須)		
	配点	10	20	20	2	52
A社	評価点	5	14	14	0	33
B社	評価点	7	14	14	1	36

(１) 総評

豊崎入路等鋼桁工事の技術提案書は２者から提出され、当該技術提案書の内容の審査を技術審査会において行った。また、総合評価審査委員会において妥当性の確認を行った。

審査は、技術提案書を基にして、以下の評価項目について行った。

- １． 業務の実施体制確保に関する取り組み
- ２． １) 特定テーマ１ 淀川河川内の架設計画検討にあたっての留意点
- ２． ２) 特定テーマ２ 新御堂筋接続部の構造検討にあたっての留意点

3. 技術的難易度の高い工事として認定された受注実績

9. 設計業務の実施

「設計交渉・施工タイプ」における詳細設計業務の実施にあたり、発注者は優先交渉権者と基本協定書を締結し、設計業務の契約を締結した。

第3回総合評価審査委員会の審議内容

10. 価格等交渉

(1) 価格等交渉の概要

優先交渉権者から提出された参考見積書に基づき、価格等交渉を行った。価格等交渉はメール、対面及びWebにより積算条件の確認等を随時実施した。

【対面及びWeb等による価格等交渉】(2022年1月19日～2月16日)

確認項目

- ・工場製作費の算出において使用している数量、積算基準、適用歩掛、積算条件、採用単価等
- ・リスク分担について

確認できた内容

- ・適用する積算基準類及び見積り採用とする項目
- ・見積書との比較において著しい乖離はなかったこと
- ・製作加工について、標準製作工数以外の付加費用について、その必要性
- ・自然条件や社会条件等のリスクが発生する可能性のある要因についてのリスク分担
- ・これまでの価格等交渉及び上記を踏まえた結果、すべての積算条件、リスク分担等について優先交渉権者と合意できた。

(2) 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

価格等交渉の結果、①～③のとおり交渉成立条件を満たしていることが確認できた。

交渉成立条件

- ① 当社標準積算額と見積の総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ② 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果(資機材及び施工歩掛)、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ③ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果(建設資材及び施工歩掛)、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとで乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約を考えている。

確認できた内容

- ① 今回の契約範囲(製作)分の当社標準積算額と見積額に著しい乖離はなかった。
- ② 適用している積算基準類、協力会社見積書の確認、積算単価については規格に応じた単価特別調査との比較等を行い、規格の違いがないこと、単価の乖離の程度、見積り条件が合致している事を確認した。
なお、単価差が大きく、かつその単価での総額が大きい項目はなかった。
- ③ 事例のない限定される工種においては、適用する標準積算基準がなく見積り単価を採用するため、施工時に実態調査を行い、差異がある場合は実態を踏まえ協議する場合がある旨を特記仕様書に記載することとした。

2022年3月15日に開催した総合評価審査委員会において価格等交渉の概要及び結果を報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

総合評価審査委員会における確認結果を踏まえ、入札・契約運営審査会において交渉成立の判断の妥当性が確認された。

(3) 契約制限価格の設定

総合評価審査委員会にて価格等交渉内容について確認されたのち、価格等交渉の中で合意した積算条件に基づき積算を行い、契約制限価格を設定した。

(4) 見積合わせ実施日時：2022年4月26日(火)午後1時00分

第4回総合評価審査委員会の審議内容

11. 価格等交渉

(1) 価格等交渉の概要

優先交渉権者から提出された参考見積書に基づき、価格等交渉を行った。価格等交渉はメール、対面及びWebにより積算条件の確認等を随時実施した。

【対面及びWeb等による価格等交渉】(2022年7月4日～8月4日)

確認項目

- ・工場製作費(橋梁付属物)、鋼桁架設費の算出において使用している数量、積算基準、適用歩掛、積算条件、採用単価等
- ・リスク分担について

確認できた内容

- ・適用する積算基準類及び見積り採用とする項目
- ・見積書との比較において著しい乖離はなかったこと
- ・鋼桁架設における施工計画及び適用基準の妥当性
- ・自然条件や社会条件等のリスクが発生する可能性のある要因についてのリスク分担
- ・これまでの価格等交渉及び上記を踏まえた結果、すべての積算条件、リスク分担等について優先交渉権者と合意できた。

（２）価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

価格等交渉の結果、①～③のとおり交渉成立条件を満たしていることが確認できた。

交渉成立条件

- ① 当社標準積算額と見積の総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ② 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（資機材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ③ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとで乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約を考えている。

確認できた内容

- ① 今回の契約範囲（橋梁付属物の工場製作及び鋼桁架設）において当社標準積算額と見積額に著しい乖離はなかった。
- ② 適用している積算基準類、協力会社見積書の確認、積算単価については規格に応じた単価特別調査との比較等を行い、規格の違いがないこと、単価の乖離の程度、見積り条件が合致している事を確認した。
なお、単価差が大きく、かつその単価での総額が大きい項目はなかった。
- ③ 現時点で乖離の大きい工種はないものの、一部の施工費については実態調査を行い、差異がある場合は、実態を踏まえ設計変更する旨を特記仕様書に記載することとした。

2022年8月19日に開催した総合評価審査委員会において価格等交渉の概要及び結果を報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

総合評価審査委員会における確認結果を踏まえ、入札・契約運営審査会において交渉成立の判断の妥当性が確認された。

（３）契約制限価格の設定

総合評価審査委員会にて価格等交渉内容について確認されたのち、価格等交渉の中で合意した積算条件に基づき積算を行い、契約制限価格を設定した。

（４）見積合わせ実施日時：2022年10月5日（水）午後3時

第5回総合評価審査委員会の審議内容

12. 価格等交渉

（１）価格等交渉の概要

優先交渉権者から提出された参考見積書に基づき、価格等交渉を行った。価格等交渉はメール、対面及びWebにより積算条件の確認等を随時実施した。

【対面及びWeb等による価格等交渉】（2023年8月3日～9月8日）

確認項目

- ・工場製作費（橋梁付属物）、鋼桁架設費の算出において使用している数量、積算基準、適用歩掛、積算条件、採用単価等
- ・リスク分担について

確認できた内容

- ・適用する積算基準類及び見積り採用とする項目
- ・見積書との比較において著しい乖離はなかったこと
- ・鋼桁架設における施工計画及び適用基準の妥当性
- ・自然条件や社会条件等のリスクが発生する可能性のある要因についてのリスク分担
- ・これまでの価格等交渉及び上記を踏まえた結果、すべての積算条件、リスク分担等について優先交渉権者と合意できた。

（２）価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

価格等交渉の結果、①～③のとおり交渉成立条件を満たしていることが確認できた。

交渉成立条件

- ① 当社標準積算額と見積の総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ② 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（資機材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ③ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとで乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約を考えている。

確認できた内容

- ① 公示段階で設定していた工事全体に係る参考額と見積の総額については乖離があるものの、その内容の妥当性や必要性が認められる。
今回の契約範囲（橋梁付属物の工場製作及び鋼桁架設）において当社標準積算額と見積額に著しい乖離はなかった。
- ② 適用している積算基準類、協力会社見積書の確認、積算単価については規格に応じた単価特別調査との比較等を行い、規格の違いがないこと、単価の乖離の程度、見積り条件が合致している事を確認した。
なお、単価差が大きく、かつその単価での総額が大きい項目はなかった。
- ③ 現時点で乖離の大きい工種はないものの、一部の施工費については実態調査を行い、差異がある場合は、実態を踏まえ設計変更する旨を特記仕様書に記載することとした。

2023年9月12日に開催した総合評価審査委員会において価格等交渉の概要及び結果を報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

総合評価審査委員会における確認結果を踏まえ、入札・契約運営審査会において交渉成立の判断の妥当性が確認された。

(3) 契約制限価格の設定

総合評価審査委員会にて価格等交渉内容について確認されたのち、価格等交渉の中で合意した積算条件に基づき積算を行い、契約制限価格を設定した。

(4) 見積合わせ実施日時：2023 年 10 月 24 日（火）午前 11 時

13. 契約相手方の決定

(1) 工事名

豊崎入路等鋼桁工事

(2) 契約者

J F E ・ 横河特定建設工事共同企業体

(3) 工事場所

大阪市北区豊崎 6 丁目～大阪市北区豊崎 7 丁目付近

(4) 工事請負契約締結日

当初契約 2022 年 4 月 28 日

現契約 2023 年 10 月 24 日

(5) 現契約金額

6,702,861,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 現契約工期

2022 年 4 月 29 日から 2024 年 12 月 31 日（工期延期）

河川内における非出水期施工箇所の工場製作及び鋼桁架設を最優先することから、その他区間と分割して契約することとし、その他区間の工場製作及び鋼桁架設を本工事に順次追加契約している。

14. 豊崎入路等鋼桁工事における技術提案・交渉方式の総合評価審査委員会日時及び確認事項

【第 1 回総合評価審査委員会】

開催日時：2019 年 11 月 27 日（水）10:00～12:00

場 所：阪神高速道路株式会社役員会議室

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 工事概要
- 技術提案・交渉方式の適用
- 求める技術提案内容及び評価基準

【第 2 回総合評価審査委員会】

開催日時：2020 年 5 月 25 日（月）14:00～15:30

場 所：Web 開催

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 最終技術提案内容

○技術審査及び技術評価結果の妥当性

【第3回総合評価審査委員会】

開催日時：2022年3月15日（火）11：00～12：00

場 所：阪神高速道路株式会社役員会議室及びWeb 併用

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 優先交渉権者との価格等交渉内容
- 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性
- 公表内容

【第4回総合評価審査委員会】

開催日時：2022年8月19日（水）10：00～12：00

場 所：阪神高速道路株式会社役員会議室及びWeb 併用

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 優先交渉権者との価格等交渉内容
- 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性
- 公表内容

【第5回総合評価審査委員会】

開催日時：2023年9月12日（火）10：00～12：00

場 所：阪神高速道路株式会社役員会議室及びWeb 併用

確認事項：委員会において確認された事項は以下のとおり

- 優先交渉権者との価格等交渉内容
- 価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性
- 公表内容

豊崎入路等鋼桁工事（その２）にかかる契約者の選定経緯について

2025年 8月 18日

阪神高速道路株式会社

1. 工事概要

（１）工事名

豊崎入路等鋼桁工事（その２）

（２）工事場所

一般国道１号 淀川左岸線延伸部、大阪市道 高速道路淀川左岸線（２期）

（大阪市北区豊崎６丁目～大阪市北区豊崎７丁目付近）

（３）工事内容

本工事は、過年度に契約した淀川左岸線延伸部事業及び淀川左岸線（２期）事業のうち、国道４２３号（新御堂筋）から淀川左岸線本線へ接続する豊崎入路等鋼桁工事に関連する車道照明の復旧や耐震連結装置の設置等を実施する工事である。

（４）工事概算数量

鋼桁工

延伸入 P4～２期入 P2 橋梁付属物工 １式

２期入路 P1～P3 アンダーパス撤去工 １式

仮設工 １式

共通仮設費 １式

（５）工期

工 事 2025 年 7 月 1 日～2026 年 3 月 13 日

2. 経緯

（１）契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は以下のとおり。

日 付	内 容
2025 年 5 月 30 日、6 月 13 日	価格等交渉（第 1～2 回）
2025 年 6 月 17 日	入札・契約運営審査会
2025 年 6 月 27 日	見積合わせ（当初）
2025 年 6 月 30 日	工事請負契約（当初）

3. 価格等交渉

（１）価格等交渉の概要

優先交渉権者から提出された参考見積書に基づき、価格等交渉を行った。価格等交渉はメール、対面及び Web により積算条件の確認等を随時実施した。

【対面及びWeb 等による価格等交渉】（2025 年 5 月 30 日、6 月 13 日）

確認項目

- ・工事費の算出において使用している数量、積算基準、適用歩掛、積算条件、採用単価等
- ・リスク分担について

確認できた内容

- ・適用する積算基準類及び見積り採用とする項目
- ・見積書との比較において著しい乖離はなかったこと
- ・自然条件や社会条件等のリスクが発生する可能性のある要因についてのリスク分担
- ・これまでの価格等交渉及び上記を踏まえた結果、すべての積算条件、リスク分担等について優先交渉権者と合意できた。

（2）価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性

価格等交渉の結果、①～③のとおり交渉成立条件を満たしていることが確認できた。

交渉成立条件

- ① 当社標準積算額と見積の総額が著しく乖離していない。また、乖離している場合もその内容の妥当性や必要性が認められる。
- ② 各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果（資機材及び施工歩掛）、類似実績等と著しく乖離していない。また、乖離している場合でもその根拠として信頼性のある資料の提示がある。
- ③ 主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しないものの、発注者が必要と認めた場合に施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとで乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算する契約を考えている。

確認できた内容

- ① 当社標準積算額と見積額に著しい乖離はなかった。
- ② 適用している積算基準類、協力会社見積書の確認、積算単価については規格に応じた単価特別調査との比較等を行い、規格の違いがないこと、単価の乖離の程度、見積り条件が合致している事を確認した。
なお、単価差が大きく、かつその単価での総額が大きい項目はなかった。
- ③ 事例のない限定される工種においては、適用する標準積算基準がなく見積り単価を採用するため、施工時に実態調査を行い、差異がある場合は実態を踏まえ協議する場合がある旨を特記仕様書に記載することとした。

2025 年 6 月 17 日に開催した技術審査会において価格等交渉の概要及び結果を報告し、価格等交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

技術審査会における確認結果を踏まえ、入札・契約運営審査会において交渉成立の判断の妥当性が確認された。

（3）契約制限価格の設定

技術審査会にて価格等交渉内容について確認されたのち、価格等交渉の中で合意した積算条件に基づき積算を行い、契約制限価格を設定した。

(4) 見積合わせ実施日時：2025 年 6 月 27 日（金）午前 10 時